

# 理容師及び美容師を施設へ受け入れる際の留意事項

## 1 施設への受け入れ時には、保健所への届出を確認してください。

- 理（美）容所以外で業を行うことができるのは、施設に入所している等の理由で、理（美）容所に行くことができない方を対象とする場合です。（理（美）容師法では、特別の事情がある場合を除き、理（美）容所以外で業を行ってはならないとされています。）
- 岡山県では出張して業務を行う理容師及び美容師は、あらかじめ保健所へ届出なければなりません。  
また、保健所の受付印押印後の届出書の写しを出張先の施設へ適宜提示する事としています。  
（理容生活衛生同業組合及び美容生活衛生同業組合が実施している『訪問理容・美容サービス事業』については、組合が一括して届出をしています。）

## 2 理容及び美容の作業を行う場所について

- ・ハサミやカミソリを使う施術は危険を伴うことから、不特定多数の人が出入りする場所から区分された専用の部屋で行うことが望ましい。  
（施術の時間帯だけの専用で可）
- ・毛髪の清掃がしやすいよう、床はコンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましい。
- ・器具類の洗浄や手洗いのできる給水、給湯設備が設けてあることが望ましい。
- ・施術面が十分な照度を保てる照明設備等が設けてあること。
- ・換気扇等により、十分な換気が行えること。

## 3 理容行為は理容師、美容行為は美容師でなければ行えません。

- 理容行為とは  
頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること。
- 美容行為とは  
パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること。

## 4 その他

出張理容及び美容に関して不明な点等がありましたら、管轄の保健所衛生課へお問い合わせください。